

# AV出演被害防止・救済法改正案 概要

## 【現行法】

AV出演被害の防止・救済を図り、出演者の自己決定権の保障をはじめ個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康・私生活の平穏等を保護するため、出演契約の締結について①a 個別契約締結ルール・①b 契約内容特定ルールを要求し、さらに、一旦意思決定した後でも再考する機会を可能な限り保障するため、②撮影までの1月ルール・③公表までの4月ルールを設定

### ①a 個別契約締結ルール

出演契約は、個別のAVごとに締結しなければならない

### ①b 契約内容特定ルール

撮影予定日時・場所や、撮影対象となる姿態、その相手方を契約書で具体的に明記(特定)

### ② 撮影までの1月ルール

撮影は、契約締結から1月経過後でなければ、行ってはならない

### ③ 公表までの4月ルール

公表は、撮影終了から4月経過後でなければ、行ってはならない

複数のAVについて契約する場合、契約書作成・交付や説明などの手順が煩雑

撮影日に出演者のキャンセルが出た場合、すぐに代役に差し替えなどの柔軟な対応が困難

契約締結から公表までトータルで5月かかるため、投下した資本を回収するのに時間がかかり、事業者の資金繰りに悪影響

### 《課題》

従来トラブルなく仕事をしてきたことにより**既に信頼関係が構築されている当事者同士**の契約やその履行においては、AV出演被害が生じる蓋然性が低い一方、①～③が逆にその制約要因になっている！



## 【改正案】

㊦「既に信頼関係が構築されている」ものとして「**特定出演契約**」という類型を設けた上で、①更に**出演者の書面承諾**がある場合にはその信頼が確実に担保されているものとして、現行法①～③のルールの特例を受けることができることとする。

### ㊦特定出演契約

- ・AVが公表された直近の出演契約(※)と同一の当事者が締結
  - ・直近出演契約の締結日から同一当事者間で締結された出演契約がいずれも無効・取消し・解除になっていないこと
- (※)現行法施行前に締結され5月を経過したものも含む。

### ①出演者の書面承諾

- ・①～③の各特例を適用することについての出演者の書面・電磁的記録による承諾
- ・制作公表者が特定出演契約の締結までに得る必要



信頼関係

### ①a 個別契約締結ルールの適用除外

出演契約は、複数のAVについてまとめて締結可能(撮影1年以内)

### ①b 契約内容特定ルールの特例

- ・撮影日時・場所は「見込まれる期間(1年以内)・場所」で足りる
- ・「見込まれる」姿態・相手方で足りる(代役の記載も可能)

### ②撮影までの1月ルールの適用除外

撮影は、契約締結から1月経過を待たず、直ちに可能

### ③公表までの4月ルールの適用除外

公表は、撮影終了から4月経過を待たず、直ちに可能

包括契約が可能に(オムニバスAVを除く)

### ○任意解除権に係る制度の在り方についての検討

法施行後2年以内になされる検討に当たって検討すべき事項の例示の一つとして、「任意解除権に係る制度の在り方」を追加